

に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を3年延長すること。（附則第4条関係）

- 7 所得割の納税義務者が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間にその有する家屋又は土地等でその年1月1日において所有期間が5年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。）において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌々年度以後3年度間の各年度分（合計所得金額が3,000万円以下である年度分に限る。）の総所得金額等からの繰越控除を認める特例措置を講ずること。（附則第4条の2関係）

- 8 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る勤労者財産形成住宅及び年金非課税貯蓄契約につき目的外払出しの事実が生じた場合について、上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割の優遇税率は適用しないものとする。（附則第5条の3関係）

- 9 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成20年12月31日まで延長すること。（附則第33条の3関係）

- 10 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めること。（附則第34条関係）

(一) 税率を次のように改正すること。

改 正 案		現 行（特 例 措 置）	
特別控除後の譲渡益	道府県民税 1.6%	特別控除後の譲渡益	道府県民税 2%
	市町村民税 3.4%		市町村民税 4%

(二) 土地等の長期譲渡所得に係る100万円特別控除を廃止すること。

(三) 土地等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこと。

- 11 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、次のような措置を講じたうえ、その適用期間を平成21年度まで延長すること。（附則第34条の2関係）

(一) 税率を次のように改正すること。

改 正 案		現 行	
譲渡益2,000万円 以下の部分	道府県民税 1.3% 市町村民税 2.7%	特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%
譲渡益2,000万円 超の部分	道府県民税 1.6% 市町村民税 3.4%	特別控除後の譲渡益 4,000万円超の部分	道府県民税 2% 市町村民税 4%

(二) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しないこと。

12 土地等の短期譲渡所得の課税の特例について、次のとおり改めること。

(附則第35条関係)

(一) 税率を次のように改正すること。

改 正 案	現 行
次の税額 ・ 道府県民税 譲渡益の3%相当額 ・ 市町村民税 譲渡益の6%相当額	次のいずれか多い方の税額 イ 道府県民税 譲渡益の3%相当額 市町村民税 譲渡益の9%相当額 ロ 全額総合課税した場合の上 積税額の110%相当額
国等に対する譲渡については 次の税額 ・ 道府県民税 譲渡益の1.6%相当額 ・ 市町村民税	国等に対する譲渡については 次のいずれか多い方の税額 イ 道府県民税 譲渡益の2%相当額 市町村民税

譲渡益の3.4%相当額	譲渡益の4%相当額
	ロ 全額総合課税した場合の上積税額

(ニ) 土地等の短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越しを認めないこと。

13 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を道府県民税1.6%（現行2%）、市町村民税3.4%（現行4%）に改正すること。（附則第35条の2関係）

14 特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例について、次のように改正すること。（附則第35条の3関係）

(一) 特例の対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡期間について、上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の間の譲渡をした場合をこの特例の対象とすること。

(ニ) (一)の譲渡期間要件の緩和に伴い、上場等の日以前の譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合をこの特例の対象とすること。

二 事業税

1 法人が各事業年度において支出する金額のうち一定のものについて、当該事業年度の報酬給与額、支払利子及び支払賃借料とすること。（第72条の15、第72条の16、第72条の17関係）

2 医療法人等が行う心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定に基づく医療に関し、当該医療法人等が支払を受ける金額について、課税標準の算定方法の特例措置を講ずること。（第72条の23、第72条の49の8関係）

3 欠損金の繰越控除制度に関する国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第72条の23関係）

4 条例により所得以外の課税標準によって事業税を課することができる特例について、所得と併せて、所得以外の課税標準を用いることとすること。（第72条の24の4関係）

- 5 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律に規定する旧特定目的会社について、当分の間、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社と同様の課税方式とする特例措置を講ずること。（附則第8条の4関係）
- 6 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、資本積立金額から資本金の額に相当する額を控除して得た額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）
- 7 株式会社産業再生機構、預金保険法に規定する協定銀行及び承継銀行について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額を銀行法に規定する最低資本金の額（20億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）
- 8 銀行等保有株式取得機構について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額を証券取引法に規定する一定の証券会社の最低資本金の額（10億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）
- 9 平成13年4月1日以後に、資本若しくは出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補又は商法に規定する資本準備金の取崩しによる資本の欠損のてん補を行った法人について、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、資本若しくは出資の減少による資本の欠損のてん補に充てた金額及び資本準備金の取崩しによる資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）
- 10 関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法に規定する指定造成事業者について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、当該資本等の金額の6分の5に相当する額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）
- 11 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限

り、資本等の金額から、当該資本等の金額の3分の2に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）

12 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、当該資本等の金額の3分の2に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）

13 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、当該資本等の金額に総資産のうちに占める東京湾横断道路の建設に係る未収金の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。

（附則第9条関係）

14 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する一定の計画に基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までに間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から、当該資本等の金額のうちに占める販売用土地の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）

15 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者について、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本等の金額から当該資本等の金額の2分の1に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第39条関係）

三 不動産取得税

1 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が従前の宅地等に対応して取得する不動産について、当該不動産の価格に新たに取得した防災施設建築敷地等の価額の合計額に対する従前の宅地等の価額の合計額の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第73条の14関係）

2 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が過小床不交付の場合又は

やむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした一定の場合において、補償金を受けて2年以内に取得する代替不動産について、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第73条の14関係）

3 防災街区整備事業の施行に伴い防災街区整備事業組合又は事業会社が取得した不動産について、当該不動産の取得の日から一定期間内に施行地区内の従前の権利者に譲渡した場合の当該譲渡する不動産に係る納税義務の免除措置を講ずること。（第73条の27の4関係）

4 土砂災害特別警戒区域内にある住宅又は住宅の用に供する土地を所有し、かつ、居住する者が政府の補助を受けて取得する当該土砂災害特別警戒区域外にある住宅又は住宅の用に供する土地について、当該取得が平成18年3月31日までに行われたときに限り、当該住宅又は住宅の用に供する土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋について、当該取得が平成18年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

6 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法に規定する業務の用に供する土地（非課税であるものを除く。）を取得した場合における当該土地について、当該取得が平成18年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

7 都市計画施設の用に供される土地（従前の土地）の所有者が国土交通大臣の認可を受けた計画に基づき、解散前の都市基盤整備公団が業務の用に供するものとして取得した土地（特定土地）を当該従前の土地との交換により取得した場合における当該特定土地について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該特定土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

8 次のとおり非課税措置等を改めること。

- (一) 土地改良法により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置について、その適用期限を平成18年3月31日までとすること。（第73条の5、附則第10条関係）
 - (二) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置における土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年（本則2年）以内に緩和する特例措置について、3年以内に住宅が新築されることが困難である場合として一定の場合においては、4年以内に緩和したうえ、その適用期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第10条の2関係）
 - (三) 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する土地（非課税であるものものを除く。）に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額を価格の2分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
 - (四) 一定の民法第34条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、対象から国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋を除外したうえ、対象に国立大学法人又は大学共同利用機関法人との共同研究施設の用に供する家屋を追加すること。（附則第11条関係）
- 9 整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第10条関係）
- 10 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること。
- (一) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の現物出資により設立される株式会社又は有限会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）
 - (二) 農業協同組合連合会が農業協同組合からの信用事業の全部譲渡又は漁業協同組合連合会が漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合からの信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (三) 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等からの信用事業の一部譲渡又は全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- 11 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成18年3月31日まで延長すること。
- (一) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置（附則第10条の2関係）
 - (二) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (三) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (四) 農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (五) 農地保有合理化法人が長期貸付保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (六) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (七) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する鉄軌道事業者等が特定事業計画に基づき既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (八) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (九) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (十) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に

係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等を5年延長する特例措置（附則第11条の7関係）

12 民間都市開発推進機構が取得する土地取得譲渡業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。

（附則第11条関係）

13 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

（イ） 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、住宅新築から土地取得までの経過年数要件を2年（本則1年）以内に緩和する特例措置（附則第10条の2関係）

（ロ） 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、国立病院・療養所の移譲等を受ける者が当該移譲等により取得する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

（ハ） 不動産特定共同事業により匿名組合が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

（ニ） 高圧ガス保安協会が調査研究の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

四 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税収中立を前提に、次のように講ずること。（附則第12条の3関係）

（イ） 環境負荷の小さい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

ア 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値よりも一定以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する。

イ 最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準を満たすものについて、税率の概ね100分の25を軽減する。

ウ 最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車について、税率の概ね100分の25を軽減する。

(二) 環境負荷の大きい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録から11年（ガソリン車又はLPG車については13年）を経過した自動車について、税率の概ね100分の10を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）を、その翌年度以後について講ずること。

五 道府県法定外普通税、市町村法定外普通税及び法定外目的税

- 1 法定外税について、一定の変更をする場合の総務大臣への協議・同意を廃止すること。（第259条、第669条、第731条関係）
- 2 法定外税の納税義務者であって当該納税義務者に課すべき当該法定外税の課税標準の合計が当該法定外税の課税標準の合計の10分の1を超えると見込まれるものがある場合において、当該法定外税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。こと。（第259条、第669条、第731条関係）

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 商業地等に係る平成16年度分及び平成17年度分の固定資産税及び都市計画税については、価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村が条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができる措置を講ずること。（附則第21条、第27条の4関係）
- 2 家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けた附帯設備については、当該取り付けた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなすことができるものとする。こと。（第343条関係）
- 3 固定資産税の制限税率を廃止すること。（第350条関係）
- 4 特定都市河川浸水被害対策法に基づき同法の施行の日から平成18年3月31日までの間に設置された一定の雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準をその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）

- 5 アクセス管理者が電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを防止するために平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した一定の電気通信設備について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5とすること。（附則第15条関係）
- 6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）
- 7 鉄道事業者等が、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に政府の補助を受けて取得した火災時における旅客の安全の確保に資する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、取得後5年度間はその価格の3分の2とすること。（附則第15条関係）
- 8 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得した一定の施設建築物に係る固定資産税について、人の居住の用に供する部分については取得後5年度間はその固定資産税額の3分の2、人の居住の用に供する部分以外の部分については取得後5年度間はその固定資産税額の3分の1の額を減額すること。（附則第16条関係）
- 9 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の国内航空機の課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格の2分の1（現行3分の2）としたうえ、その対象資産を平成17年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなるものとする。こと。（附則第15条関係）
- 10 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、卸売市場機能高度化事業を行つた後、合併した一定の地方卸売市場の開設者等が直接その本来の用に供する一定の家屋及び償却資産を追加したうえ、その計画認定期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- 11 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。
 - (一) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償

- 却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (ニ) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成17年度まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (三) 救急病院等の開設者が取得した一定の救急医療用機器に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (四) 外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置について、外貿埠頭公団から承継した固定資産について、その適用期限を平成17年度まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (五) 外貿埠頭公社が取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (六) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。
（附則第15条関係）
 - (七) 遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (八) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象車両の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (九) 全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けた者が鉄道事業の用に供する固定資産（(十)において「譲受固定資産」という。）のうち昭和62年3月31日において日本国有鉄道有資産所在市町村納付金に係る特例措置の適用があった償却資産に係る課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (十) 譲受固定資産に係る課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成21年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

- (㉔) 一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉕) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉖) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通事業計画に従って実施される事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉗) 鉄道事業者等が取得する新造車両で高齢者、身体障害者等の利用の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉘) 鉄道施設の貸付けを行う一定の法人が政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉙) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㉚) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）
- (㉛) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）

- (カ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第16条関係）

12 次のとおり非課税措置等を改めること。

- (一) 水力発電施設に設けられる魚道の用に供する償却資産に係る固定資産税の非課税措置を廃止し、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得された魚道の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準をその価格の3分の2とすること。（第348条、附則第15条関係）
- (二) 新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から軌道の中心間隔の拡張をするために敷設した線路設備等を除外すること。（第349条の3関係）
- (三) 鉄道事業者等が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から信託会社から賃借する車両を除外すること。
（第349条の3関係）
- (四) 鉄軌道事業者に係る変電所の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の3、その後5年度間はその価格の4分の3（現行取得後5年度間はその価格の2分の1、その後5年度間はその価格の4分の3）とすること。（第349条の3関係）
- (五) 農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1（現行6分の1）とすること。（第349条の3関係）
- (六) 輸入の促進又は流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、輸入の促進に寄与する一定の倉庫等を流通機能の高度化に寄与するものに限定するとともに、港湾上屋等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行4分の3）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (七) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対

象から一般粉じん処理施設を除外し、指定物質排出抑制施設については課税標準をその価格の3分の1（現行6分の1）とし、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備については課税標準をその価格の2分の1（現行3分の1）とし、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る污水处理施設については課税標準をその価格の3分の2（現行3分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。

（附則第15条関係）

- (㊦) 火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法若しくは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による許可等を受けた者又は石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する障壁等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象からガス事業法による許可を受けた者が設置する障壁等を除外し、課税標準をその価格の5分の3（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の設置期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㊧) 介護老人保健施設の開設許可を受けた者が取得した一定の介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の8分の7（現行6分の5）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㊨) 地震防災応急対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域から一定の区域を除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㊩) 一定の民法第34条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産を除外したうえ、対象に国立大学法人又は大学共同利用機関法人との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産を追加すること。（附則第15条関係）
- (㊪) 一般電気事業者等が電線を道路の地下に埋設するために新設した償却

資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、上空にある電線に代えて電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産について、課税標準を取得後5年度間はその価格の10分の9（現行8分の7）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成18年3月31日まで延長すること。

（附則第15条関係）

13 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

- (一) 鉄道事業者が政府の補助を受けて雪崩、落石等による災害防止のために敷設した鉄道設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第349条の3関係）
- (二) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき、公的医療機関の開設者等が国から無償又は減額した価格で国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受けて取得した一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
- (三) 食品流通構造改善促進法に規定する構造改善計画に基づき取得される機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）
- (四) アクセス管理者が不正アクセス行為を防御するために取得する一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

七 市町村たばこ税

当該年度に納付された市町村たばこ税の額が課税定額を超える場合には、その超える部分に相当する額を、当該年度の翌年度に、市町村から都道府県に交付するものとする。こと。（第485条の13関係）

八 特別土地保有税

非課税等特別措置について、所要の措置を講ずること。（第586条、附則第31条の2、附則第31条の2の2、附則第31条の3関係）

九 自動車取得税

- 1 平成15年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。（附則第32条関係）
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内において、窒素酸化物

又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車について抹消登録を受けた者が、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新自動車排出ガス規制に適合した軽油を燃料とする一定の自動車を取得した場合における税率は、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に取得される自動車については、現行税率から100分の2.1を控除した率とすること。（附則第32条関係）

3 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの間に取得される一定の自動車のうち、一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から100分の2（その他の自動車にあつては、現行税率から100分の1）を控除した率とすること。（附則第32条関係）

4 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送業を営業者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）

5 一定の燃費基準を満たす自動車に係る課税標準の特例措置を次のとおり改め、その適用期限を平成18年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）

(一) 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から30万円を控除すること。

(二) 一定の燃費基準値より一定以上燃費性能の良い自動車で、最新自動車排出ガス基準値より50パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から20万円を控除すること。

(三) 一定の燃費基準を満たす自動車で、最新自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から20万円を控除すること。

十 軽油引取税

1 製造等の承認を受ける義務等（現行の混和等の承認を受ける義務等）の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに製造された軽油について、軽油引取税を納付する義務を負う者が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用

- に供した施設若しくは設備を所有する者のうち一定のものは、当該軽油引取税を納付する義務を負う者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負うものとする。こと。（第700条の4の2関係）
- 2 軽油引取税の検査拒否等に関する罪についての罰則に1年以下の懲役を加えること。（第700条の9関係）
- 3 道府県知事が、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があると認めるときに、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として担保又は金銭の提供を命ずることができる者に、納税者を加えること。（第700条の14の3関係）
- 4 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができるものとするとともに、免税軽油使用者証及び免税証の交付の手續に係る規定の整備を行うこと。（第700条の15関係）
- 5 免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等についての罰金刑を500万円以下（現行200万円以下）とすること。（第700条の16、第700条の19関係）
- 6 混和以外の方法により軽油を製造する場合においても、その製造を行う場所の所在地の道府県知事の承認を受けなければならないものとする。こと。（第700条の22の2関係）
- 7 製造等の承認を受ける義務等に関する罪について次のとおり改めること。（第700条の22の3関係）
- (一) 製造等の承認を受ける義務等の規定に違反して軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造した者又は軽油を製造した者等に対する罰則を5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科（現行1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）とすること。
 - (二) (一)の犯罪に係る炭化水素油について、情を知って運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあっせんをした者に対する罰則を創設すること。
 - (三) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して(一)又は(二)の規定の違反行為をした場合に

は、その法人に対して(一)については3億円以下の罰金刑を、(二)については1億円以下の罰金刑を科するものとする。

- 8 軽油引取税に係る総務省の職員の検査拒否等に関する罪についての罰則に1年以下の懲役を加えること。(第700条の26関係)
- 9 軽油引取税に係る脱税に関する罪についての罰金刑を500万円以下(現行200万円以下)とするとともに、偽りその他不正の行為によって軽油引取税の徴収不能額等の還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者に対する罰則を創設すること。(第700条の28関係)
- 10 道府県知事は、再更正に係る軽油引取税の課税標準量又は税額について、調査によって過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができるものとする。(第700条の30関係)

十一 狩猟税

狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるための目的税として狩猟税を次のとおり創設すること。(第二章第十節、第四章第三節関係)

- 1 道府県は、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課すものとする。(第700条の51関係)
- 2 狩猟税の税率を、次のとおりとすること。(第700条の52関係)
 - (一) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次に掲げる者以外のもの 16,500円
 - (二) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円
 - (三) 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- 3 狩猟者の登録が次の登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、2に規定する税率に次に定める割合を乗じた税率とすること。(第700条の52関係)
 - (一) 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1
 - (二) (一)の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3

- 4 狩猟税の賦課期日及び納期は、道府県の条例で定めるものとする。
(第700条の53関係)
- 5 狩猟税の徴収については、道府県の条例に定めるところによって、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならないものとする。(第700条の54関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこと。

十二 事業所税

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理の特例に係る環境大臣の認定を受けて行う一般廃棄物又は産業廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準となるべき事業所床面積から4分の3に相当する面積を控除する特例措置を2年間に限り講ずること。(附則第32条の7 関係)
- 2 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。
 - (一) 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から一定の施設を除外し、事業所床面積から3分の1(現行2分の1)に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期間を基本構想の承認の日から18年(現行16年)とするとともに、変更同意の期限を平成18年3月31日まで延長すること。(附則第32条の7 関係)
 - (二) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から一定の施設を除外し、事業所床面積から3分の1(現行2分の1)に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期間を基本計画の承認の日から13年(現行11年)とするとともに、変更同意の期限を2年延長すること。(附則第32条の7 関係)
 - (三) 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から3分の1(現行2分の1)に相当する面積を控除することとしたうえ、整備計画の変更同意の期限を2年延長すること。(附則第32条の7 関係)
 - (四) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措